

Title	前號正誤表(二)
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1955
Jtitle	史学 Vol.28, No.1 (1955. 4) ,p.125- 125
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19550400-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

B.C.Keene, Judgement by Peers,

Camb., Mass., 1949, in-8°, (XII)-191p.

これは問題の主眼をイギリスに置いてあるが、視野を廣くヨーロッパ一般に向けた比較研究である。彼の立場はブティデュタイスに反対し、本書の核はマグナ・カルタ三九條の研究である。彼の結論としてゐる處は、この種の裁判方法はバロン相互間のみ妥當し、王と臣下との間の訟訴には適用されない。マグナカルタの適用を監視する「二十五人委員會」はParisであつたことが指摘されてゐる。一二一五年より中世末までの時期については簡単に觸れてゐるのみである。

最後に最近物故したアメリカの中世史家ラプスレーの遺稿が出版せられたことを述べて置く。

Gallard T. Lapsley, Crown, Community and Parliament
in the Later Middle Ages,
Oxford, 1951, in-8°, XV-240.

この内には、一九三八年以前のイギリス政治制度のビプリオグラフィーや、ヨーク條令の研究等の雑誌論文が所収されてゐる。

以上中世イギリスの政治史、憲法史關係の著書を、ペロワの書評を基礎として紹介した。同じく政治史、憲法史等の領域に於いても優れた雑誌論文、原史料の翻刻もあるが、今回は割愛させて頂きたい。

海外史壇紹介

前號 正誤表 (二)

頁	段	行	誤	正
六八		1~2	を置いて考察して見た いと思ふ。	を置いて考察して見た い。
六九		1	Henry, III	Henry III
七〇		12	France	フランス
七五		13~14	Et su le hante justice, et sun tofes antres gens.....	を削除
七九		3	この世に於いて罪を擔 つてゐた Jesus Chris- tus が	この世に於いて生を受 ける定めとなつてゐた Jesus Christus が
九一	下	3	近百年卒	近百年來
九二	下	13	集禮研究	集團研究
二四	下	3	外記高忠君	井原高忠君
〃	〃	20	三田史學會昔話	史学会昔話
目次	一	1	第二十四卷	卷第二十六卷
		3	傳記	傳説